

「千葉県子どもプラン（第2期）（案）」に対する意見の概要と市の考え方

資料 1 - 2

※ご意見は、可能な限り原文を尊重して公表させていただきましたが、趣旨を損なわないように配慮しながら、一部要約させていただきました。

I 総論

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
1	施策体系	P18 1 1の基本施策がいずれも切れ目なく続くイメージ図が欲しいと思います。子育て家庭の支援も、子どもの参画も、居場所や安全安心の確保も、配慮の必要な子どもの支援も矢印は妊娠期から若者期につながることを示せばよいと思います。その中で、たとえば、重点を置いている時期に濃い色が来るなどのグラデーションが示せるとよいのかもしれませんが。	1	18ページの「施策体系」の図は、妊娠・出産から若者へのライフステージを上段に記載し、こどもが成長するまでの段階に応じて、切れ目のない11の基本施策により、必要な支援を推進することを表現しております。 子ども・子育て支援法に基づく基本指針上にも、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、子どもの安全・安心な活動場所を整えることに留意すること等が記載されており、重要性を認識しております。今後も妊娠・出産から若者という各成長段階において、子育て家庭への各種支援が途切れることがないように、引き続き、努めてまいります。	修正なし
2		妊娠・出産、乳幼児、就学児、青少年、若者に対して切れ目のない支援の施策だと思います。PDCAサイクルで推進されることを期待します。応援したいです。	1	ご意見をいただき、どうもありがとうございます。 引き続き、すべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進してまいります。	修正なし

II 各論 「基本施策1 子ども・子育て支援」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
3	全体	<p>求職者の保育園点数が低く、保育園に預けられないため再就職活動ができないため、現状の改善をお願いしたいです。</p> <p>私は妊娠中に体調等が優れず仕事との両立の負担が大きかったため、妊娠中に前職を退職をいたしました。その後無事に産産し、子供が1歳になったら保育園に預けて再就職をしたいと考えています。</p> <p>そのことを保健福祉センターに相談しにいったところ、求職中だと保育園利用選考基準の基準点が低いため、申請を出しても保育園の入所は厳しい、どうしてもと言うならダメ元で申請を出してみてもどうかとアドバイスを受けました。</p> <p>子供の預け先が決まっていない状態では、就職が決まっても子供を預けられなければ仕事をする事ができないため、就職活動もできず、働く意欲はあるのに働けない状況です。</p> <p>認可保育園が難しければ、無認可でもと考えましたが、稲毛駅や家から通える範囲には無認可保育園がなく、定員も少ないです。妊娠は人によって体調が様々なので、みんながみんな無事に産前休暇まで働けるわけではなく、やむおえず退職を選択する人もいます。</p> <p>そのような一度レールからドロップアウトしてしまった人が、再度働きたいと思っても働けない現状の改善をお願いしたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者の基準点の見直し ・一時保育の拡充 ・1歳児保育の受け入れ保育園の拡充 など 	1	<p>求職者の基準点の見直しについては、貴重なご意見として今後の取組みの参考にさせていただきます。</p> <p>一時預かり実施施設については、保育園等の新規開設時に合わせて整備するなど、実施施設の拡充に努めるとともに、1歳児保育の受け入れ保育園の拡充につきましても、昨年度実施した就学前児童向けのニーズ調査に基づき、潜在的な需要を含めた量の見込み（保育需要）に対応した確保方策（整備計画）に基づき整備を行ってまいります。</p>	修正なし
4	課題	<p>P39（3）地域における子ども子育て支援の充実における市民の活動についての言及がないような気がします。施策6-2の内容を参照するページの提示でもよいので、せっかくの千葉の特徴的な施策をアピールするべきだと思います。</p>	1	<p>こどもプラン（第2期）におきましては、章（基本施策）ごとに課題や取組み内容の整理を行っており、関連部分に関しては、他の章（基本施策）を含めたプラン全体として施策を構成しております。</p> <p>第6章の「地域と連携した子どもの居場所の提供」や第11章の「地域で支える環境づくり及び立ち直り支援」等の地域との連携にかかる記載があることから原案どおりとしますが、今後子ども・子育て支援における地域との連携について充実を図ってまいります。</p>	修正なし
5	放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上	<p>P57 放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が多く、落ち着いた環境が保てなかったり、指導員不足が放置され、指導員の負担が大きいと聞きます。処遇改善を図り、指導員の欠員をなくすことが必要です。 ・障がいのある児童は、6年生まで利用できるようにすること。 ・教育委員会ときちんと連携を図ること。 	1	<p>指導員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促すため、令和2年度から、指導員の処遇を改善し、補助指導員については経験加算給の導入を予定しています。</p> <p>また、障害のある児童については、入所審査の際に加点による優遇をしていますが、一部待機児童となっている現状もあります。本プランに掲載している様々な施策により、利用できない児童ができるだけ生じないように努めてまいります。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
6	現状と課題	<p>P82 「育児に言いようのない不安を感じる」親の割合は4ヶ月児を持つ親で上昇傾向の中、妊娠期から支援につなげられない人が一定の割合で存在していることに関して、母子手帳交付やイクメン講座等の施策がどれくらい有効であるかが読み取れません。届け出ない妊婦にアプローチするため情報を届ける先を増やす必要があると思います。さらに子育て支援システムを中高生世代にも知らせる必要があります。</p> <p>イクメン講座等両親による育児を進めるための事業には、育児について情報伝達するだけではなく、妊娠・出産・産後の母体のストレス状況を理解することや職場で休みを取るための具体的なコミュニケーションスキルのような内容も入れていく必要があると思います。あるいは、もし入っているならそのことを計画に書き込むことで、市のそうした姿勢が伝わり、企業のワークライフバランスに関する考え方を変え、よりダイレクトに子育て家庭の育児負担軽減につながるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>現在、母子健康包括支援センターを中心に妊娠期の支援を実施しており、望まない妊娠をされた方なども含め、妊娠期から支援につながるよう、相談窓口の周知を行っておりますが、さらに多くの方へ支援が行き届くよう努めてまいります。</p> <p>また、母親&父親学級や土日開催の両親学級の中で、妊娠・出産・産後の母体の心身の変化や、夫婦で協力して子育てを行うことなどについて講義をしており、今後も内容の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、父親が妊娠・出産・産後の母体のストレス状況を理解することの重要性や、男性が職場で休みを取るための具体的なコミュニケーションスキルについては、男性の家事・育児に関する講座（プレパママ講座・パパスクール）の中で取り扱っており、計画の1-8-2 男性の子育てへの関わりの促進（P61）②に位置付けております。</p>	修正なし
7	医療にかかる経済的負担の軽減	<p>基本理念に「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現」とありますが、2月1日付けの市政だよりに、子ども医療費助成制度の変更により、院外処方について有償化するとの記事がありました。</p> <p>これは千葉市の近隣の市では行っていない子育て世代への負担増であり、基本理念に反すると思います。世の中の流れでも、保育無償化など子育て世代の負担を減らす施策が取られている中、世の中の流れに逆行していると考えます。このような子育て世代への負担増は、近隣の市と比較されやすく、永住地として千葉市を選択をする際、マイナスポイントとなり、将来的な人口減、税収減につながると思います。私もこの子ども医療費助成制度の変更を見て、松戸市や流山市、浦安市など近隣の市の方に魅力を感じてしまいます。</p> <p>この点について、どのような考えで、本プランの策定をしようとしているのでしょうか。この負担増を打ち消せるだけの他市よりも負担が軽くなる又は魅力となる施策があるのでしょうか。私はプランを見させていただき限り、この負担増を打ち消せるだけの他市を超える魅力が感じられませんでした。千葉市さまのお考えをお答えお願い致します。</p>	1	<p>子ども医療費助成制度は、保護者の負担軽減とともに、子どもの保健の向上を図る重要な施策の一つではありますが、保険調剤の有償化につきましては、子どもの健康維持という制度の趣旨が損なわれない範囲で、制度を継続させつつ子育て支援の充実・拡充が必要な新たな需要に、制度見直しによる財源を活用し、子ども施策全体を充実させるために実施するものです。</p> <p>引き続き、こどもプラン（第2期）に掲載される施策を着実に推進していくことはもとより、多様化する子育てニーズに的確に対応しながら、子育て世代に選ばれるまちづくりに努めてまいります。</p>	修正なし

8	主な取組内容	<p>子育てに困難を抱える例として多胎児を持つ方の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出支援がなく、苦勞されていることがマスメディアでも取り上げられています。バス会社などへの協力依頼など取り入れていただけたらと思います。 ・虐待を防ぐためにも母親への支援が必要 	1	<p>外出支援につきましては、ファミリー・サポート・センターで実施しております。お子様の人数に関わらず、送迎や外出先での預かり（公園で遊ぶなど）を行っており、お子様を預け、保護者のみが外出したり、一緒に外出することも可能です。</p> <p>また、多胎児を持つ母親の支援につきましては、妊娠中や出産後、家事及び育児を手伝える方がいない家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うエンゼルヘルパー事業が該当いたします。ヘルパーの派遣は1回あたり2時間で、1日2回までご利用いただけます。通常は、妊娠中から産後6か月未満までで上限は20回（令和2年度より30回）となっておりますが、多胎の場合は妊娠中から産後1年未満までで、50回までご利用いただけます。</p> <p>さらに、妊娠届出時に多胎児妊娠を把握した際は、母子健康包括支援センターを中心に、関係部署と情報を共有し、妊娠期から支援を行っており、各区健康課では、子育てについての相談や多胎児の親子サークルを紹介するほか、必要に応じ、保健師や助産師の訪問も随時行っております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます、内容の充実に努めてまいります。</p>	修正なし
---	--------	---	---	---	------

II 各論 「基本施策3 こどもの社会参画の推進」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
9	子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進	<p>P88 事業に「子ども議会」「こども・若者市役所」とあるが、こどもにとって身近なのは学校であり、社会参画は、そこから出発の方がいい。地域課題解決の前に、中学校・高等学校の校則を生徒も教師も一緒に考えるという機会を積極的に作ることが、こどもの参画に一番有効であると考えます。</p> <p>世田谷区では校則をなくした学校があるという。なくすかどうかは別としても、校則は、国で言えば、法律、自治体で言えば、条例にあたる。子ども自らが考えることは自治を学び、社会参画していくのに最適な題材である。</p> <p>3-2に「こどもの参画の周知啓発」とあるが、題材が抽象的ではだめで、実生活に離れたことではなく、自分の子どもの学校の校則を生徒だけではなく保護者も一緒になって考えることを千葉市が始めた、となれば、自然と多世代が関心を持つだろう。全国に先駆けてやってほしい。</p>	1	<p>「子ども議会」や「こども・若者市役所」など、こどもの参画推進に関する各事業については、行政や保護者の視点からだけではなく、こども・若者が自分たちの住むまちについて自ら考え、意見を施策やまちづくりに反映するとともに、その取り組みを内外に広く発信することで、社会の一員としての自覚と自立を促しながら、こどもの参画によるまちづくりの推進を目指しております。</p> <p>題材の選定にあたりましては、こども・若者が主役となり検討を進めていくことが重要であると考えており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策4 子ども・若者の健全育成」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
10	非行を防止するための環境づくり	<p>P95 拡充事業「ネット補導活動事業」について 詳細がわからないのですが、警察が行っているサイバー補導と同様でしょうか。 子どものプライバシーに充分配慮しつつ、インターネットを利用する際の留意点もきちんと教育しつつ、行っていただきたいと思います。</p>	1	<p>本市立学校に在籍している児童生徒を対象とし、SNS等によるトラブルに巻き込まれないよう見守り、生徒指導上の諸課題の早期対応につなげることを目的としております。方法は、児童生徒が発信するツイッター上における不適切な書き込み（個人情報の公開・個人を特定した誹謗中傷・問題行動等）がないかを児童生徒のプライバシーに充分配慮し、確認をいたします。また、児童生徒へのインターネット利用における啓発は、学校に対して関係機関の紹介をさらに推進しているところです。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策5 子ども・若者の安全の確保」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
11	子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上	<p>P103 自分の身を守ることができる力の向上に少々違和感を抱きました。子ども参画で子どもに伝わりやすい啓発方法を実践するような試みであれば力の向上が見込まれると思いますが、犯罪者に子どもが立ち向かうようなイメージはかえって危険だと思います。</p> <p>また「情報モラル」よりは「情報リテラシー」が現在では一般的な用語だと思います。その中には正しい使い方とともに困っていること、不安なことがある場合の相談先情報を明記するのが現在の情報リテラシー教育のポイントですので、そのあたりの言及を②として書き込むとよろしいのではないのでしょうか。基本施策5だけではなく、3、4、6と関連づけて記載すると横断的な取り組みを実施している状況を明確に示せるとと思います。</p>	1	<p>103ページの5-2に関しましては、子ども・若者が犯罪者等に自ら立ち向かうようにする趣旨の取組みの記載ではありませんが、5-2-1①に関して、取組み内容が知識や態度を身に付けるための啓発・周知を行うものであることから記載を修正いたしました。</p> <p>「情報モラル」と「情報リテラシー」に関しましては、「情報モラル」が「情報を正しく活用していく態度」、「情報リテラシー」が「情報を正しく活用する力」と捉えています。SNSなどのツールは使い方によっては恐ろしい犯罪に巻き込まれてしまったり、健康に影響をおよぼす恐れがあったりするので、家庭でルールをしっかりと作りそれを守っていく態度を育ててほしいという意図があります。それをふまえると「情報モラル」を使った方がよいと考えております。</p> <p>一方で、困っていること不安なことがあった場合の相談先の周知についてはご意見を踏まえ、5-2-2の①の取組みの中に「インターネット上のトラブルに巻き込まれた際の相談先を周知する。」を追加しました。</p> <p>こどもプラン（第2期）におきましては、章（基本施策）ごとに課題や取組み内容の整理を行っております。当該記載が基本施策5のみとなっておりますが、関連部分に関しては、他の章（基本施策）を含めたプラン全体として施策を構成しているものであるため、現状のままといたします。</p>	修正あり
12		<p>P103 見直し事業「家庭教育資料作成事業」について</p> <p>紙の資料を作って配っても、家庭で見てももらえるとは限らないので、短い動画で注意すべき点や具体的な事例をわかりやすく伝えるものを作り、ポスターやシール等にリンク先のQRコードを掲載するなど、見てもらえる情報発信を工夫していただきたいと思っております。</p>	1	<p>現在の家庭教育資料「家庭教育応援します～親ナビ～」においても、必要な関連ホームページへアクセスすることが可能なQRコードを掲載しておりますが、いただいたご意見を参考にさせていただき、より効果的な情報発信を行っていくため、多様な周知媒体の活用や、QRコードの更なる活用などの工夫を検討していきたいと考えております。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策6 子ども・若者の居場所づくり」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
13	放課後子ども教室と子どもルームの連携	P108 放課後児童クラブ アフタースクールへの移行については、学校の規模や環境など、教育委員会ときちんと連携を図ること。	1	アフタースクールについては、教育委員会と連携を密にして、平成30年度策定の放課後子どもプランに基づき計画的に拡充しているところです。 子どもルームが学校敷地内にあり、かつ活動場所となる余裕教室等が確保できる学校を中心に、放課後子ども教室の地域による実施が困難な学校や待機児童が出ている子どもルームを優先的に移行するとともに、引き続き児童の安全・安心な居場所が確保されるよう、エアコンの設置など環境面にも配慮しながら、移行してまいります。	修正なし

II 各論 「基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
14	子どもへの貧困の連鎖の防止	P115 事業名に「学校外教育バウチャー」とあるが、バウチャーの意味がわからない。 検索して見ないとわからない用語は使わない方がいい。社会で一般化したカタカナ言葉になるまでは、使うなら（ ）書きで説明を追加するか、同じ意味の日本語を用いてほしい。	1	ご意見を踏まえ、「バウチャー」についての注釈を欄外に追記いたしました。	修正あり

II 各論 「基本施策8 児童虐待防止防止対策の充実」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
15	一時保護体制の充実	P121 児童相談所の一時保護所定員増など生活環境の改善を早急に図ること。	1	児童相談所においては、これまで、個室の増室や、老朽化した設備の改修など、一時保護所の環境改善に取り組んできており、一時保護人数の増加への対応と、年齢に則した生活環境確保のため、令和2年度の供用開始に向けて、幼児用居室の整備を進めております。今後も、引き続き、一時保護所の環境改善に取り組んでまいります。	修正なし

II 各論 「基本施策9 社会的養護体制の充実」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
16	主な取組内容	<p>P126 社会的養育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託を増やすための啓発の充実を図ること。 ・里親への支援ができるような体制をつくること。 ・家庭ですごせない若者の自立に向けての自立援助ホームを増やすこと。 ・児童養護施設や自立援助ホームから独立した若者の困りごとに対応できるアフターケア事業を推進すること。 	1	<p>市では、平成30年度より、国の「フォスタリング機関（里親養育包括的支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に基づき、里親候補者のリクルートから養育支援までを包括的に実施するNPO法人と協働し、里親制度の推進を図っています。NPO法人の他、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や里親会等の関係機関と連携し、広報啓発や里親家庭への支援を行っています。</p> <p>また、児童養護施設等を退所予定又は退所後の児童が共同で生活し、相談支援、生活支援、就業支援を受ける自立援助ホームは、現在市内に2か所あり、県内13か所の自立援助ホームを相互利用していること、18歳到達後も引き続き現施設や里親の下で生活できる社会的養護自立支援事業を行っていることから、現段階では増設の計画はありませんが、引き続き退所後の支援の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、児童養護施設等を退所した若者への支援については、上述の社会的養護自立支援事業の一環として、千葉県との共同によりアフターケア事業に取り組んでおり、今後も支援内容の充実を図ってまいります。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策10 障害のある子どもへの支援の充実」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
17	目指すべき姿	<p>P129 第10章 障害のある子どもへの支援の充実の「目指すべき姿」について、「子どもの成長に合わせた切れ目ない支援の上で、障害の有無にかかわらず、共に育ちあえる環境を、全ての子どもに提供すること」を追加してはどうか。</p> <p>以下、疑問点、要望 障害のある子ども、その親が望んでいるのは「支援を受けること」ではない。 必要な支援の上で、障害のない子どもと同じ環境で学習、生活出来ること。 課題の一番に掲げられている通り、「～共に育ちあえるよう、～」が課題そのもの。</p>	1	<p>障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できる体制が求められていることは課題として認識しております。</p> <p>こどもプランと障害者計画の計画年度が異なっていることから、こどもプラン（第2期）は、現行の第4次千葉県障害者計画（計画期間：平成30年度から令和2年度）との整合を図り、目指すべき姿を設定しております。令和2年度に策定する次期障害者計画において、障害のある子どもへの支援について、新たな目標を設定してまいります。</p>	修正なし

II 各論 「基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
18	ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援	<p>若年女性無業者の発掘と支援 18才以降の若者で就学も就労もしていない若年女性は、公的な福祉の網の目からこぼれやすい。 ひきこもり状態であっても、家事についていると世間から見なされることがあるので、支援の手が及びにくい。自立を促し就労するレベルに行くには助走期間が必要であるので、男女共同参画課などが、独自のプログラムを用意すべきとおもうが、こどもプランにも課題認識が載るようにすべきである。</p>	1	<p>18歳以降の若者で就学も就労もしていない若者への支援につきましては、子ども・若者総合相談センター（Link）において、就学や就労に関する相談や関係機関を紹介するなどの他、ご本人やご家族が希望すれば、ご自宅に伺ったり、関係機関に同行したりするといった支援もしております。もちろんご意見いただきました若年女性についても含まれます。</p> <p>また、若年女性無業者に関する問題が潜在化しやすい状況は課題であると認識しており、若い女性の抱える経済的困難や生きづらさといった問題を解決するためには就労だけでなく教育・福祉などの面から総合的に取り組む必要があり、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	修正なし

その他

No	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
19	-	<p>「こども」「子ども」が混在していますので、いまのままにするなら、使い分けについて説明が必要です。</p> <p>また、他自治体の計画に比して、「子どもの権利」に関する言及が薄いと思います（おそらく1箇所のみ。子どもの視点からの権利という表現で数カ所あり）。人権感覚がとぼしいと、どのように研修をしたり、人を増やしたとしても、真の子ども・子育てのための支援者・実践者にはなれません。子どもの計画に子どもの権利の記載が少ないのはもったいないです。権利という言い方が難しい場合は、「人権」でよいのではないのでしょうか。</p>	1	<p>「こども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていないため、本計画では分類に応じて「こども」・「子ども・若者」・「子ども」を使い分けることを総論（P6）にて解説しています。</p> <p>本市では子どもの権利条約の趣旨を尊重し、子どもの人権に配慮しながら、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めており、本計画においても各種施策を展開することにより、子ども・若者が心身ともに健やかに生まれることに取り組んでまいります。</p>	修正なし
20	-	<p>千葉市は情報教育が非常に遅れています。政令指定都市だけでなく、全国的に見ても壊滅的なレベルです。昨年の時点で補助金が出るから普通教室にエアコンをという議論が起きている時点で手遅れだと思います。また教育ICTの整備状況は全国ワーストレベルです。千葉県内でも県庁所在地の市でありながら、トップを走っていないどころかかなり遅れています。これでは東京に働きに出る親世代の転入は見込めません。見直しプランを拝見しましたが、予算のかからない対策案を出しているようにしか見えませんでした。</p> <p>こどもは親にとって宝ですし、その宝を自分より良い教育を受けさせたいと思うのが親心です。教育ICTが充実していればいい教育かと言われるればそれは違います。ただ測定可能な指標から子育てをする土地を選ぶとしたら教育ICTの充実は大きな指標です。今までのプランの修正ではなく、根本的な路線変更が必要です。残念ながら千葉市は子育てする環境としては1都3県では最低レベルです。辛辣な意見で申し訳ありませんが、何卒再考をお願いいたします。</p>	1	<p>情報教育の推進は重要と認識しております。少子超高齢化やグローバル化の進行、ICTの発展に伴う様々な情報の氾濫や社会のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化しており、ご指摘いただいたご意見を参考とさせていただきます。また、本市では、「学校教育推進計画」を策定しており、その中で、情報教育機器の整備・充実等に取り組んでおり、他自治体の取り組み等も踏まえ、今後も事業展開をしていきたいと考えております。</p>	修正なし
21	-	<p>新規の取組として保育の質の向上、外国につながる子どもへの支援、児童相談所の人員体制強化・専門性の向上、一時保護体制の充実が挙げられていることを評価します。</p>	1	<p>ご意見をいただき、どうもありがとうございます。</p> <p>引き続き、すべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進してまいります。</p>	修正なし

22	-	<p>ヤングケアラーの発掘と居場所作り 18才未満および、それ以上30才くらいまでで家族の介護をおこなっている子ども、若者の支援が必要である。 本人も知られたくない、言いたくない気持ちがあり、社会の中で孤立して、子どもらしい生活を送ることができていないという。そういう子どもたちを見つけ出し、同じ境遇の子どもたちとの交流できる場を作る（ピアサポートというらしい）ことが必要である。今後クローズアップされる分野だと思うので、千葉市も遅れを取ることのないよう、関係団体もあるので研究をすすめてほしい。 （参考：一般社団法人 ケアラーアクションネットワーク協会）</p>	1	<p>周囲から気づかれにくい困難を抱えている子どもへの支援は、教育・福祉等の面から総合的に取り組む必要があると考えております。 千葉市では、要保護児童対策及びDV防止地域協議会や子ども・若者支援協議会をはじめとして、教育、福祉等の関係機関が連携し、子どもの問題解決に向けた支援を行っております。このような関係機関での連携を通じて、子どもの教育と子どもらしく過ごせる生活を保障するため、早期発見と適切な支援につなげられるよう努めてまいります。 また、近年、支援が必要な子どもの家庭環境が複雑化し、ヤングケアラーなど、これまであまり認知されていなかった課題を抱えた子どもについても対応が必要となっていることや、令和元年7月に厚生労働省より「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」が通知され、ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割が示されたことから、これらの子どもの社会的な認識を深めるため、ヤングケアラーについては、第8章「児童虐待防止対策の充実」において記載いたします。</p>	修正あり
23	-	<p>障害のある子どものそばには、その子の面倒を見る役割を期待されている子ども「ヤングケアラー」がいる可能性があります。 障害がある子どもへの支援とともに、その兄弟姉妹への支援も想定していただきたいです。相談できる体制づくりやピアサポート（同じ体験をしている人同士の対話の場づくり）など。</p>	1	<p>若年無業者への支援につきましては、本市としても課題として捉えており、子どもプラン（第2期）にも現状を明記しております（P131）。現在、子ども・若者総合相談センター（Link）において、就学や就労に関する相談や関係機関を紹介するなどの他、ご本人やご家族が希望すれば、ご自宅に伺ったり、関係機関に同行したりするといった支援をしております。若年無業者についての相談件数も多くあるため、引き続き関係機関と連携して適切に支援をしてまいります。</p>	
24	-	<p>若年無業者やヤングケアラーなど、周囲から気づかれにくい困難を抱えている子ども・若者に寄り添う支援を充実させてほしいです。まずはこの計画の中に「若年無業者」や「ヤングケアラー」という用語を記載していただきたいです。 彼らは本人が困っているという自覚がなく、相談してみようという気持ちにならないケースも多いため、子ども・若者向けのプッシュ式の情報発信で、同じ境遇の人同士の対話の場（ピアサポート）をアナウンスするなど、支援につなげられる仕組みを考えてほしいです。</p>	1	<p>若年無業者への支援につきましては、本市としても課題として捉えており、子どもプラン（第2期）にも現状を明記しております（P131）。現在、子ども・若者総合相談センター（Link）において、就学や就労に関する相談や関係機関を紹介するなどの他、ご本人やご家族が希望すれば、ご自宅に伺ったり、関係機関に同行したりするといった支援をしております。若年無業者についての相談件数も多くあるため、引き続き関係機関と連携して適切に支援をしてまいります。</p>	